

土曜開庁の取扱業務 (午前8時30分～正午)		手続に必要なもの
市民課 戸籍係	戸籍届出の受付 (戸籍法に基づく届出受理は行いませんので、受理証明書などの即日発行はできません。)	届出の種類によって、手続きに必要なものが異なりますので、詳しくは事前にお問い合わせください。
	戸籍の謄抄本などの戸籍関係証明書の発行	戸籍に記載されている本人以外の方、またはその直系尊属・卑属以外の方などが申請する場合は、委任状の提出もしくはその証明書が必要であることがわかる資料の提示が必要です。 なお、すべての申請において来庁者の本人確認を行っておりますので、運転免許証などの本人確認書類を持参してください。
	自動車の臨時運行許可証(仮ナンバー)の返却	貸与したナンバープレート及び臨時運行許可証を返却してください。

土曜開庁の取扱業務 (午前8時30分～正午)		手続に必要なもの
市民課 市民係	<p>住民異動届（転入・転出・転居など）の受付（国外からの転入届は除く）</p> <p>※異動届出に伴う他部署の業務に関連する預りなどの対応はできません。</p>	<p>①転入届 前住所地が発行した転出証明書、印鑑、マイナンバーカードまたは通知カード、住基カード（所持者）など ※転入時にマイナンバーカード、住民基本台帳カード（住基カード）の継続利用の手続きを行います。</p> <p>②転出届 印鑑、国民健康保険被保険者証（加入者）、印鑑登録証（登録者）など（国外転出の場合は、マイナンバーカードまたは通知カード、住基カード）</p> <p>③転居届 印鑑、マイナンバーカードまたは通知カード、住基カード（所持者）、国民健康保険被保険者証（加入者）など ※転居時にマイナンバーカード、住基カードの券面更新の手続きを行います。</p> <p>④世帯変更届 印鑑、国民健康保険被保険者証（加入者）など</p> <p>※すべての届出で来庁者の本人確認をいたします。運転免許証などの本人確認書類を持参してください。 ※国民健康保険に加入する場合は、全員の被保険者証を訂正する場合がありますので、全員分をお持ちください。</p>
	<p>住民票の写しなどの住民基本台帳関係証明書の発行</p>	<p>申請者は本人または同一世帯の方になります。それ以外の方は委任状の提出が必要です。委任状の提出ができない事情がある場合は、事前にお問い合わせください。 ※すべての申請で来庁者の本人確認をいたします。運転免許証などの本人確認書類を持参してください。</p>
	<p>印鑑登録及び証明書の発行</p>	<p>①印鑑登録 ○登録する印鑑と運転免許証などの公的な顔写真付身分証明書を登録する本人が持参した場合、即日交付できます。 ○公的な顔写真付身分証明書のない方は健康保険被保険者証などの本人確認書類を持参して申請してください。照会回答書をご自宅に郵送しますので、照会回答書に必要事項を記入・押印して再度来庁していただきます。 ○登録する本人が来庁できない場合は、登録する印鑑と代理人選任届（書面に印鑑登録申請の委任を記載したもの）と代理人の本人確認書類を持参して申請してください。照会回答書をご自宅に郵送しますので、照会回答書に必要事項を記入・押印してもらい、代理人選任届（書面に印鑑登録証受領の委任を記載したもの）と代理人の印鑑と、登録者と代理人の本人確認書類を持参してください。印鑑登録証を交付します。詳しくは事前にお問合せください。 ※既に登録している印鑑登録証を紛失された場合は登録廃止手続きをしてから登録をする必要があります。本人が来庁できないときは代理人選任届（書面に印鑑登録の廃止の委任を記載したもの）を併せて持参してください。</p> <p>②印鑑登録証明書の発行 印鑑登録証（カード）を必ず持参してください。</p>

土曜開庁の取扱業務 (午前8時30分～正午)		手続に必要なもの
市民課 市民係	通知カードの再交付の申請	<p>①通知カードを盗難されたなど、ご本人の了解なしに他人にマイナンバーが知られてしまう可能性のある方（※事前に警察へ盗難届又は遺失届が必要です。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>盗難届又は遺失届の受理番号</li> <li>ご本人の本人確認資料</li> <li>代理人の方が申請する場合は、上記に加え、代理権を証明する書類（戸籍謄本や委任状等）及び代理人の本人確認書類が必要です。</li> </ul> <p>②通知カードを自宅で紛失されたなど、ご本人の了解なしに他人に個人番号が知られてしまう恐れのない方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>焼失した場合は、消防署又は市町村の発行する罹災証明書</li> <li>ご本人の本人確認資料</li> <li>代理人の方が申請する場合は、上記に加え、代理権を証明する書類（戸籍謄本や委任状等）及び代理人の本人確認書類が必要です。</li> </ul> <p>※既にマイナンバーカードの交付を受けている方で、通知カードの再交付を申請する場合は、マイナンバーカードの返納が必要です。</p>
	マイナンバーカードの交付及び再交付 (毎月第3土曜日を除く。)	<p>事前のご予約が必要です。電話又は市民課窓口でのご予約をお願いいたします。なお、マイナンバーカードの交付申請の受付は、地方公共団体情報システム機構で行います。（交付申請受付は市役所で行わないので、ご注意ください。）</p> <p>①マイナンバーカード交付の方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市役所から郵送する交付案内通知に記載されている内容のご確認をお願いします。</li> </ul> <p>②マイナンバーカードの再交付申請をされる方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>紛失、盗難にあった方は、365日24時間対応のコールセンター（Tel0120-95-0178）に電話してカードの一時停止をお申し出ください。次に警察署へ盗難届又は遺失届をしてください。その後、市役所の開庁時間にご連絡ください。</li> <li>再交付の申請を希望される方は、内容によって、手続きに必要なものが異なりますので、詳しくは事前にお問い合わせください。</li> </ul>
	※住民基本台帳ネットワークを利用する業務（住民票の広域交付）は取扱いできません。	
特別永住者証明書の交付	<p>○本人が申請する場合</p> <p>写真（縦4センチ×横3センチ）、特別永住者証明書（特別永住者証明書とみなされる旧外国人登録証明書を含む）、有効な旅券（旅券の発行を受けている場合のみ）を持参してください。</p> <p>○代理の方が申請する場合</p> <p>代理の方法によって必要な書類が異なりますので、詳しくは事前にお問い合わせください。</p>	

土曜開庁の取扱業務 (午前8時30分～正午)		手続に必要なもの
国民健康保険税係	■国民健康保険	
	資格取得の届出	<p>【転入時】 国民健康保険の被保険者証（既に国民健康保険に加入している世帯へ転入する時）、印鑑（本人が手続きされる場合は不要）</p> <p>【職場の健康保険をやめた時】 退職日の確認ができる証明書など、印鑑（本人が手続きされる場合は不要）</p> <p>※被保険者証の新規交付につきましては、原則郵送となります。即日交付を希望の場合は、写真付身分証明書（運転免許証やパスポート、マイナンバーカードなど）が必要になります。</p>
	資格喪失の届出	<p>【転出時】 国民健康保険の被保険者証、印鑑（本人が手続きされる場合は不要）</p> <p>【職場の健康保険に加入した時】 国民健康保険と社会保険（職場の健康保険）の両方の被保険者証（該当者全員分）、印鑑（本人が手続きされる場合は不要）</p>
	転居・氏名変更などによる被保険者証の交換	被保険者証
	被保険者証・高齢受給者証の再交付	※被保険者証の交付につきましては、原則郵送となります。即日交付を希望の場合は、写真付身分証明書（運転免許証やパスポート、マイナンバーカードなど）が必要になります。
	短期被保険者証の発行	最新の被保険者証
国民健康保険給付係	■国民健康保険	
	高額療養費の申請	市からの通知書、被保険者証、領収書、印鑑、振込先のわかるもの（世帯主名義）
	限度額適用・標準負担額減額認定書の申請	被保険者証、印鑑
	補装具などの療養費の申請	被保険者証、印鑑、診断書、領収書（内訳のわかるもの）、振込先のわかるもの（世帯主名義）
	第三者行為の申請	被保険者証、印鑑、事故証明書（交通事故で相手がいる場合）
	人間ドックまたは脳ドックの受診料助成の申請	被保険者証、印鑑、人間ドックまたは脳ドックの利用が確認できる領収書、振込先のわかるもの（世帯主名義）
	葬祭費の支給申請	被保険者証、印鑑（喪主）、葬儀の領収書（喪主及び亡くなられた方の両方の氏名が入ったもの。 ※一方の氏名のみ記載の場合は、会葬御礼などが必要です。）、振込先のわかるもの（喪主名義）
出産育児一時金の支給申請	<p>【直接支払・償還支払制度】 被保険者証、印鑑、出産費用のわかるもの（領収書など）、医療機関などとの合意文書、振込先のわかるもの（世帯主名義）</p> <p>【受取代理制度】 被保険者証、印鑑、受取代理の申請書（病院書式可）、母子健康手帳、振込先のわかるもの（世帯主名義）</p>	

土曜開庁の取扱業務 (午前8時30分～正午)		手続に必要なもの
保険年金課 高齢者医療年金係	<b>■後期高齢者医療</b>	
	資格取得の届出	負担区分等証明書（都外からの転入の場合）、印鑑、マイナンバーカード又は通知カードなど ※65歳以上75歳未満で障害認定による申請の場合は、事前にお問い合わせください。 ※被保険者証の交付につきましては郵送となります。
	資格変更の届出	被保険者証、印鑑、マイナンバーカード又は通知カードなど ※被保険者証の交付につきましては郵送となります。
	資格喪失の届出	被保険者証、印鑑、マイナンバーカード又は通知カードなど ※負担区分等証明書の交付につきましては郵送となります。
	高額療養費の申請	被保険者証、印鑑、広域連合からの申請書、振込先のわかるもの（本人名義）、マイナンバーカード又は通知カードなど
	補装具などの療養費の申請	被保険者証、印鑑、診断書、領収書（内訳のわかるもの）、振込先のわかるもの（本人名義）、マイナンバーカード又は通知カードなど
	人間ドックまたは脳ドックの受診料助成の申請	被保険者証、印鑑、人間ドックまたは脳ドックの利用が確認できる領収書、振込先のわかるもの（本人名義）
	葬祭費の支給申請	被保険者証、印鑑（喪主）、葬儀の領収書（喪主及び亡くなられた方の両方の氏名が入ったもの。 ※一方の氏名のみ記載の場合は、会葬御礼などが必要です。）、振込先のわかるもの（喪主名義）
	<b>■国民年金</b>	
	資格取得の届出	退職日の確認ができる証明書など、年金手帳、印鑑（本人が手続きされる場合は不要）
資格喪失の届出	社会保険（職場の健康保険）の被保険者証、年金手帳、印鑑（本人が手続きされる場合は不要）	
保険料免除などの申請（年金記録確認を伴うものは除く）	年金手帳、印鑑 ※学生の方、転入された方、会社を退職された方によって添付書類が異なりますので事前にお問い合わせください。	

土曜開庁の取扱業務 (午前8時30分～正午)		手続に必要なもの
市民税係	市・都民税の課税（非課税）証明書の発行	本人確認ができるもの（運転免許証やパスポートなど）、発行手数料（1通あたり300円）、本人から委任されている方は、代理人選任届又は委任状 ※本人や同居の親族以外の方が申請する場合は、委任状などが必要です。
	原付バイクなどの登録及び廃車の届出	原付バイク登録に必要なものは多岐に渡るため、事前にお問い合わせください。
課税課 家屋資産税係	家屋評価証明書の発行	<p>①申請者が個人で、本人の場合 本人確認ができるもの（運転免許証やパスポートなど）</p> <p>②申請者が個人で、本人以外の場合 証明申請の対象となる固定資産を特定し、かつ証明申請に関する代理権限を授与されたことを証する書類、及び代理人本人であることを確認できるもの（①の本人確認ができるもの）</p> <p>③申請者が法人の場合（法人の代理人による場合） 当該法人が作成した代理人選任届（法人の代表者印が押印されたもの）、代理人本人であることを確認できる社員証、身分証明書など。</p>
	家屋公課証明書の発行	
	家屋証明書の発行 ※住宅用家屋証明書は取扱いできません。	
	家屋課税台帳記載事項証明書の発行	
土地資産税係	土地評価証明書（近傍評価額を必要とするものを除く）の発行	③申請者が法人の場合（法人の代理人による場合） 当該法人が作成した代理人選任届（法人の代表者印が押印されたもの）、代理人本人であることを確認できる社員証、身分証明書など。
	土地公課証明書の発行	
	土地証明書の発行	
	土地課税台帳記載事項証明書の発行	
納税課 管理係	納税証明書の発行	本人確認ができるもの（運転免許証やパスポートなど）、発行手数料（1通あたり300円）。本人から委任されている方は代理人選任届又は委任状、法人名で申請の場合は代表者印 ※本人や同居の親族以外の方が申請する場合は、委任状などが必要です。
	市税の口座振替の申込み	口座番号のわかるもの、預貯金口座届出印
	市税の収納	
納税係	納税相談	※土曜日の相談には事前予約が必要です。金曜日（祝日の場合はその前日）の午後5時までにご連絡ください。相談時間が他の方と重なる場合は、申込順とします。

土曜開庁の取扱業務 (午前8時30分～正午)		手続に必要なもの
子育て支援課	児童手当の届出 (資格取得・資格喪失・変更・現況届)	印鑑、健康保険証、医療証など ※左記届出内の種別及び請求者などの要件に応じた書類が必要となりますので、月～金曜日の開庁時に事前にお問い合わせください。
	乳幼児医療費助成の届出 (資格取得・資格喪失・変更・現況届)	
	義務教育就学児医療費助成の届出 (資格取得・資格喪失・変更・現況届)	
保育課	施設型給付費及び地域型保育給付費の支給認定の申請(受付期間内の申請に限る。)	支給認定申請及び利用申請については、勤務証明書などが必要です。転所や変更の場合は、内容に応じた書類が必要となります。※印鑑が必要になる場合がありますので、必ず持参してください。
	認可保育園等(認可保育園、認定こども園(保育部分に限る。)、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育をいう。以下同じ。)の利用又は転園の申請(受付期間内の申請に限る。)	
	希望する認可保育園等の変更の届出、家庭状況等の変更の届出	
	認可保育園等の退園等の届出	
	認可保育園・緊急一時保育の保育料の収納	

※他機関への問い合わせが必要な場合など、平日とは同様に取扱いえないものもあります。

※開庁していない課の業務に係わる手数料等の納付は、取扱うことができません。

※土曜日は窓口の体制が平日と異なるため、お待ちいただくことがあります。

※平日に比べ職員数が少ないため、電話によるお問い合わせはご遠慮ください。

※印鑑はいずれの場合も自動印はご使用できません。